

差替

青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害の認定及び給付金の算定に関する基準（案）

（趣旨等）

- 第1 青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害対策要綱（以下「対策要綱」という。）第3条第1項に規定する経済的被害（「以下「風評被害」という。）の認定及び同項に規定する青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害対策給付金（以下「給付金」という。）の算定を適正に行うため、この基準を定める。
- 2 青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害認定委員会（以下「認定委員会」という。）は、対策要綱第3条第3項の規定に基づき、知事から意見を求められたときは、この基準に基づき、風評被害の認定及び給付金の算定を行い、知事に報告するものとする。

（定義）

- 第2 この基準における用語の定義は、対策要綱に定めるもののほか、次に定めるところによる。
- (1) 申請者 納付金の支給を受けようとするものをいう。
 - (2) 申請期間 申請者が風評被害を受けたとする期間をいう。
 - (3) 申請対応期間 申請期間に対応する過去の期間で、原則として申請期間を除く直近5年間をいう。
 - (4) 認定期間 申請者が風評被害を受けたと認定した期間をいう。
 - (5) 認定対応期間 認定期間に對応する過去の期間で、原則として認定期間を除く直近5年間をいう。

（風評被害の認定）

- 第3 認定委員会は、風評が発生し、給付金の申請者が風評被害を受けたと認められるときは、風評被害が発生したこと（風評被害が発生した期間を含む。）を認定する。
- 2 前項の規定による認定は、別表1第1欄に掲げる業種において、同表第2欄に掲げる調査及び確認を行い、その結果を総合的に判断して行うものとする。ただし、別表第2欄の確認方法で確認できない場合又は適当でない場合については、その都度、認定委員会において、必要な調査及び確認を行い、決定するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、風評被害の認定に関し必要な事項は、認定委員会の意見を聴いた上で、知事が定める。

(給付金の算定)

- 第4 認定委員会は、前条第1項の認定を行ったときは、給付金を算定する。
- 2 前項の算定は、別表2第1欄に掲げる業種にあっては、同表第2欄に掲げる場合においては、同表第3欄により行うものとする。ただし、第3欄の算定方法で算定できない場合又は適当でない場合については、その都度、認定委員会において算定方法を検討し、算定するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、給付金の算定に関し必要な事項は、認定委員会の意見を聴いた上で、知事が定める。

(その他)

- 第5 この基準に定めのない事項及びこの基準により難い事情があるため変更の必要が生じた事項については、審査会の意見を聴いた上で、知事が定める。

附 則

この基準は、平成16年3月 日から施行する。

別表 1

第 1 欄	第 2 欄
農畜産業	<p>1 風評の発生の確認</p> <p>特定支障除去等事業の実施において事件・事故が発生した場合や公的機関による不確かな情報の公表の場合などに伴うマスメディアによる報道等風評の発生が明らかに特定される場合は、風評の内容、期間などの調査確認を行う。</p> <p>風評の発生が明らかに特定されない場合は、全国農業協同組合連合会青森県本部（以下「全農青森県本部」という。）等の県内全域を統括する出荷団体、出荷先市場の関係者、申請者と直接取り引きをする小売業者及び加工業者並びに申請者に生産委託した業者に対して、申請期間の風評の有無について調査を行うものとする。</p> <p>2 價格低下等の事実の確認</p> <p>全農青森県本部等の県内全域を統括する出荷団体、出荷先市場の関係者、申請者と直接取り引きをする小売業者及び加工業者並びに申請者に生産委託した業者に対して、農畜産物の価格下落の有無やその理由について調査を行い、次の事項を確認する。</p> <p>確認に際しては、原則として、申請対応期間について、申請に係る農畜産物と同種類、同規格又は同品質のものを調査する。</p> <p>(1) 確認方法 1</p> <p>① 販売形態</p> <p>申請者が農業協同組合（以下「農協」という。）等に委託し、同一市町村の他生産者の生産物とともに県内外の市場で同一の市町村産として販売する場合</p> <p>② 確認方法</p> <p>次の算式で、申請期間の当該市町村産と市場全体の単価差が、申請対応期間の単価差と比較して最大であり、単価の下落が著しいことを確認する。</p> <p>算式</p> $(p_1 - p_2) < (p_3 - p_4)$ <p>(符号の説明)</p> <p>p₁－申請期間の出荷先市場等での当該市町村産の月別平均販売単価</p> <p>p₂－申請期間の出荷先市場等での市場全体の月別平均販売単価</p> <p>p₃－申請対応期間における出荷先市場等での当該市町村産の月別平均販売単価</p> <p>p₄－申請対応期間における出荷先市場等での市場全体の月別平均販売単価</p> <p>(注) 月別販売単価は、出荷先市場、出荷先市場が含まれる市場群、近隣市場、販売単価の指標となる市場の単価等から最適な資料を使用する。</p>

第1欄	第2欄
	<p>(2) 確認方法 2</p> <p>① 販売形態 申請者が生産物を県内の市場等で直接販売する場合</p> <p>② 確認方法 次の算式で、申請期間の申請者の生産物と市場全体の単価差が、申請対応期間と比較して最大であり、単価の下落が著しいことを確認する。</p> <p>算式</p> $(p_1 - p_2) < (p_3 - p_4)$ <p>(符号の説明)</p> <p>p_1 - 申請期間の出荷先市場等での申請者の月別平均販売単価</p> <p>p_2 - 申請期間の出荷先市場等での市場全体の月別平均販売単価</p> <p>p_3 - 申請対応期間における出荷先市場等での申請者の月別平均販売単価</p> <p>p_4 - 申請対応期間における出荷先市場等での市場全体の月別平均買入単価</p> <p>(注) 月別販売単価は、出荷先市場、出荷先市場が含まれる市場群、近隣市場、販売単価の指標となる市場の単価等から最適な資料を使用する。</p> <p>(3) 確認方法 3</p> <p>① 販売形態 申請者が生産物を加工業者等に直接販売する場合</p> <p>② 確認方法 次の算式で、申請期間の申請者の生産物と加工業者が買入する全体の単価差が、申請対応期間と比較して最大であり、単価の下落が著しいことを確認する。</p> <p>算式</p> $(p_1 - p_2) < (p_3 - p_4)$ <p>(符号の説明)</p> <p>p_1 - 申請期間の申請者の月別平均販売単価</p> <p>p_2 - 申請期間の加工業者等の月別平均買入単価</p> <p>p_3 - 申請対応期間における申請者の月別平均販売単価</p> <p>p_4 - 申請対応期間における加工業者等の月別平均買入単価</p> <p>(注) 月別販売単価、月別買入単価は、出荷先の加工業者、同一業種の加工業者、販売単価の指標となる単価を使用する。</p>

第1欄	第2欄
	<p>(4) 確認方法 4</p> <p>① 販売形態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者が生産物を消費者等に直接販売する場合 ・申請者が生産物を農協等に委託して卸売業者、小売業者、加工業者に販売する場合等 <p>② 確認方法</p> <p>同種類、同規格、同品質の他生産地の生産物の平均販売単価と比較できる場合、当該市町村産全体の平均販売単価の下落が著しいことを確認する。</p> <p>(5) 確認方法 5</p> <p>① 販売形態</p> <p>申請者が加工業者等から委託を受けて生産し、委託収入を得ている場合</p> <p>② 確認方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の申請期間の売上額が申請対応期間の売上額の推移と比較して、下落が著しいことを確認する。 ・同地域又は近隣地域の同業種又は関連業種の申請期間の売上額が申請対応期間の売上額の推移と比較して、下落が著しいことを確認する。 ・申請者の申請期間の売上額の状況が、県内全体若しくは県内の他地域の同業種又は関連業種の申請期間の売上額の状況と比較して、その下落の程度が著しいことを確認する。
その他 の業種	<p>1 風評の発生の確認</p> <p>特定支障除去等事業の実施において事件・事故が発生した場合や公的機関による不確かな情報の公表の場合などに伴うマスメディアによる報道等風評の発生が明らかに特定される場合は、風評の内容、時期などの調査確認を行う。</p> <p>風評の発生が明らかに特定されない場合は、青森県商工会連合会、青森県観光連盟等の県内全域を統括する関係業種の団体、商工会、観光協会等の該当市町村又は近隣の関係業種の団体、出荷先の業者、市町村の関係課に対して申請期間の風評の有無について調査を行うものとする。</p> <p>2 利用者又は売上額の減少の事実の確認</p> <p>同地域又は近隣地域並びに県内の他地域の同業種又は関連業種の業者等に対して、利用者又は売上額の減少の有無やその理由について調査を行い、次の事項を確認する。</p> <p>確認に際しては、原則として、申請対応期間について調査する。</p>

第1欄	第2欄
	<p>(1) 確認方法 1</p> <p>① 営業形態 旅館業（民宿による営業を含む。以下同じ。）、観光施設の営業</p> <p>② 確認方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の申請期間の施設利用者数が、申請対応期間の施設利用者数と比較して、減少が著しいことを確認する。 ・同地域又は近隣地域の同業種又は関連業種の申請期間の施設利用者数が、申請対応期間の施設利用者と比較して、減少が著しいことを確認する。 ・申請者の申請期間の施設利用者数の状況が、県内全体若しくは県内の他地域の同業種又は関連業種の申請期間の施設利用者数の状況と比較して、その減少の程度が著しいことを確認する。 <p>(2) 確認方法 2</p> <p>① 営業・販売形態 土産販売業、農産加工品製造業、その他の業種</p> <p>② 確認方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の申請期間の売上額が、申請対応期間の売上額と比較して、下落が著しいことを確認する。 ・同地域又は近隣地域の同業種又は関連業種の申請期間の売上額が、申請対応期間の売上額の推移と比較して、下落が著しいことを確認する。 ・申請者の申請期間の売上額の状況が、県内全体若しくは県内の他地域の同業種又は関連業種の申請期間の売上額の状況と比較して、その下落の程度が著しいことを確認する。

別表 2

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
農畜産業	申請者が農協等に委託して、同一市町村の他の生産者の生産物とともに県内外の市場で同一市町村産として販売する場合	<p>算式 $(p_1 \times q - p_2) \times n$ (符号の説明)</p> <p>p₁ — 認定期間の出荷先市場等での市場全体の月別平均販売単価</p> <p>q — 認定対応期間における出荷先市場等での当該市町村産の月別平均販売単価を、同期間における出荷先市場等での市場全体の月別平均販売単価で除して得た値の平均値</p> <p>p₂ — 認定期間の出荷先市場等での当該市町村産の月別平均販売単価</p> <p>n — 認定期間の月別出荷量</p> <p>(注) 月別平均販売単価は、出荷先市場、出荷先市場が含まれる市場群、近隣市場、販売単価の指標となる市場の単価等から最適な資料を使用する。</p>

第1欄	第2欄	第3欄
	申請者が生産物を県内の市場等で直接販売する場合	<p>算式 $(p_1 \times q - p_2) \times n$ (符号の説明)</p> <p>p₁ - 認定期間の出荷先市場等での市場全体の月別平均販売単価</p> <p>q - 認定対応期間における出荷先市場等での申請者の生産物の月別平均販売単価を、同期間ににおける出荷先市場等での市場全体の月別平均販売単価で除して得た値の平均値</p> <p>p₂ - 認定期間の出荷先市場等での申請者の生産物の月別平均販売単価</p> <p>n - 認定期間の月別出荷量</p> <p>(注) 月別平均販売単価は、出荷先市場、出荷先市場が含まれる市場群、近隣市場、販売単価の指標となる市場の単価等から最適な資料を使用する。</p>

第1欄	第2欄	第3欄
	申請者が生産物を加工業者等に直接販売する場合	<p>算式 $(p_1 \times q - p_2) \times n$ (符号の説明)</p> <p>p₁ - 認定期間の加工業者等の月別平均買入単価</p> <p>q - 認定対応期間における申請者の生産物の月別平均販売単価を、同期間ににおける加工業者等の月別平均買入単価で除して得た値の数値</p> <p>p₂ - 認定期間の申請者の月別平均販売単価</p> <p>n - 認定期間の月別出荷量</p> <p>(注) 販売時に生産のために使用した飼料、生産資材等を差し引かれる場合は、それら含めた単価とする。</p>

第1欄	第2欄	第3欄
	<p>1 申請者が生産物を消費者等に直接販売する場合</p> <p>2 申請者が生産物を農協等に委託して卸売業者、小売業者、加工業者に販売する場合</p>	<p>算式 $(p_1 - p_2) \times n$ (符号の説明)</p> <p>p_1－認定対応期間における月別平均販売単価</p> <p>p_2－認定期間の月別平均販売単価</p> <p>n－認定期間の月別出荷量</p> <p>(注)・申請者が直接販売の場合、申請者の販売資料を使用し、可能な限り他の資料との突合や整合性を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農協等に委託した場合、農協等の販売資料を使用し、可能な限り小売業者、加工業者の仕入資料等との突合や整合性を確認する。

第1欄	第2欄	第3欄
	申請者が加工業者その他から委託を受けて生産し、委託収入を得ている場合	<p>算式 $(r_1 - r_2)$ の認定期間の各月の合計 (符号の説明) r_1 - 認定対応期間における月別平均粗利益(最大値と最小値を除く。)の平均 r_2 - 認定期間の月別平均粗利益 (注) 原則として、申請者が公的機関に提出した確定申告書、決算書類等を使用する。</p>

第1欄	第2欄	第3欄
その他の業種	1 旅館業、観光施設の営業 2 土産販売業 3 農産加工品製造業 4 その他業種	<p>算式 $(r_1 - r_2)$ の認定期間の各月の合計 (符号の内容) r_1 — 認定対応期間の月別平均粗利益(最大値と最小値を除く。)の平均 r_2 — 認定期間の月別平均粗利益 (注) 原則として、申請者が公的機関に提出した確定申告書、決算書類等を使用する。</p>